

## 明治大学ハイテク・リサーチ・センター利用（理工学系）に関する運用内規

### （目的）

- 第1条 本内規は、理工学系および自然科学系科学技術研究所所員によるハイテク・リサーチ・センター（以下、HRC という）の利用条件と利用法を定めたものであり、本学のステータスを高め、かつ、研究スペースの効率的利用を進めることを目的としている。
2. 本内規は、農学系との統一運用内規が施行されるまで暫定的に定めるものとする。

### （運営）

- 第2条 HRC の運用に関する審議・決定を行うため、科学技術研究所運営委員会の中に、理工学系 HRC 利用ワーキンググループ（以下、HRC-WG という）を設置する。
2. HRC-WG は、理工学系と自然科学系から選出された科学技術研究所運営委員のうちの5名で構成する。
3. HRC-WG は HRC の利用に関する全般の審議・決定を行うとともに、機器・施設の維持と有効利用についての責任を負う。

### （利用申請）

- 第3条 理工学系および自然科学系の科学技術研究所所員が代表となっている個人研究またはグループによる研究が、HRC を利用する場合は本規程に則って行うものとする。
2. 利用申請者は、前年度の科学研究費補助金に代表者として申請していなければならない。
3. HRC の利用を希望する場合には、以下の申請書類をHRC-WG 委員に提出しなければならない。
- （1）私立大学学術研究高度化推進事業、文部科学省科学研究費等で既に審査を経た研究は、その研究内容が分かる申請書（写）、その他の研究は所定の研究申請書
  - （2）機器等を配置する研究は、機器の配置図、準備空間、研究者の移動空間などを含めた必要間取り図を明記した書類
  - （3）室内の改装及び配管・配線等が必要な場合は、その理由・仕様及び生田校舎事務部の許可書
  - （4）所定の誓約書

### （利用の優先順位）

- 第4条 HRC は次の場合に利用できる。
- （1）共通機器の設置
  - （2）私立大学学術研究高度化推進事業（大型研究プロジェクト）
  - （3）科学研究費による研究
  - （4）本学の重点研究（A）（B）
  - （5）個人またはグループが行う研究
2. 利用を認める際の優先順位は、上記の（1）から（5）の順である。

(共通機器設置条件)

第5条 科学技術研究所の研究費で購入した機器で、多数の研究に共通的に使用でき、科学技術研究所の所員の希望に従って使用を許可する機器は、共通機器として申請することができる。

2. 共通機器の設置を申請する者は共通機器の管理者となる。
3. 共通機器の管理者は、その利用に関する規程を制定し、常に、設置した機器が共通機器としての機能を果たすように努めなければならない。
4. 消耗品の費用は利用者の負担とする。
5. 共通機器の管理者は、3年に1度、利用実態を選定委員会に報告し、共通機器としての適格性について審査を受けなければならない。
6. 共通機器として不適当とみなされたときには速やかに撤去しなければならない。

(利用期間)

第6条 第4条の(2)から(5)で利用する場合には、利用期間を定める。

2. 第4条の(2)から(4)で利用する場合の利用期間は研究期間以内とする。
3. 第4条の(5)で利用する場合の利用期間は3年以内とする。
4. 利用期間を過ぎて継続して利用を希望する場合には、再度申請をし、審査を受けなければならない。
5. HRC-WG は、研究期間終了時期を科学技術研究所のホームページ上で常に公開しておかなければならない。

(利用面積)

第7条 利用を許可する面積は、30m<sup>2</sup>を1単位とし、選定委員会が決定する。

(選定委員会)

第8条 HRC 利用申請を審査するために選定委員会を設ける。

2. 選定委員会は次の委員で構成する。
  - (1) 科学技術研究所所長 (理工学部教員の場合)
  - (2) 理工学部長
  - (3) HRC-WG 委員 (5名)
3. 選定委員会委員長には、科学技術研究所所長が選定委員に含まれる場合には科学技術研究所所長が、それ以外の場合には HRC-WG の委員長となる。
4. 選定委員会は、委員長が召集し、3分の2以上の委員の出席で成立する。
5. 選定委員会は、利用申請が提出されたときには速やかに審査をしなければならない。
6. 選定委員会委員長は、審査結果を科学技術研究所運営委員会に報告しなければならない。

(選定基準等)

第9条 選定委員会は次にあげる項目を重視して審査をしなければならない。

- (1) 第4条の(1)に関する審査では、設置する機器の公共性、先端性

(2) 第4条の(2)から(5)に関する審査では、研究の目的、内容のほか、研究体制、研究組織、研究スペースの必要性

2. 選定委員会は、HRC をすでに利用している研究の終了時期も勘案して利用期間、利用面積を決定しなければならない。

(科研費申請の義務)

第10条 共通機器の管理者、使用を認められた者、およびHRC利用者は、特別な事情がある場合を除き、代表者として科学研究費補助金への申請をしなければならない。

(遵守事項)

第11条 共通機器の管理者およびHRCの利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 機器の搬出入費の負担

(2) 研究期間終了後の機器の移設先確保

(3) 機器の保守管理費の負担

(4) 部屋の改装費の負担 (改装については大学の事前許可が必要)

(5) 電気配線・水道配管等の敷設費用の負担 (敷設については大学の事前許可が必要)

(6) 改装等を行った場合の研究期間終了後の原状復帰費負担

(研究成果の公表)

第12条 第4条の(1)で利用を許可された共通機器の管理者は、毎年度末に、次の各号により利用状況および研究成果の公表を行わなければならない。

(1) 共通機器利用状況報告書をHRC-WGに提出する。

(2) 共通機器を利用して行った研究の研究成果報告書を科学技術研究所所長に提出する。

2. 第4条の(2)から(5)で利用を許可された利用者は、次の各号により研究成果の公表を行わなければならない。

(1) 年1回の利用状況報告を行い、HRC-WGによる利用実態調査に協力する。

(2) 研究終了後1年以内に公表した講演論文集、会誌等の抜き刷りを研究所長に提出しなければならない。

(3) 第2号による公表が遅れる場合は、中間報告書を科学技術研究所所長に提出しなければならない。

3. 科学技術研究所所長は共通機器の管理者およびHRC利用者から報告された成果を、紀要、研究報告書、ニュース等適切な媒体により、科学技術研究所所員に報告するものとする。

(事務)

第13条 HRCの利用にかかわる事務は、科学技術研究所事務室で行う。

(内規の改廃)

第14条 この内規を改廃するときは、科学技術研究所運営委員会の議を経なければならない

い。

(附則)

1. この内規は、2006年 4月 1日から施行する。
2. 2002年 4月 1日施行の「明治大学ハイテク・リサーチ・センター利用（理工学系）に関する運用内規」は廃止する。ただし、この内規施行時に利用を認められた研究については次の経過措置を適用する。
3. 第8条（利用料金）の削除。2006年 11月 24日技研運営委員会承認。

(経過措置)

1. すでにHRCを利用しているものは、研究期間終了まで利用できる。
2. さらに継続を希望する場合については、新内規に従い利用申請を行うものとする。